

平成 30 年 6 月 吉日

居宅介護支援部会 会員事業所 各位

足立区介護サービス事業者連絡協議会
居宅介護支援部会 部会長 鵜沢隆

介護扶助における特定福祉用具購入の手続きについて

謹啓

梅雨の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当部会活動へのご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年度から介護扶助適正化事業が実施されておりますが、その中で特定福祉用具購入時において、担当ケアマネージャーと福祉用具専門相談員等が協働し、アセスメントを基に商品選定をしている経緯を無視する形で、価格だけの判断で納品業者が選定されるという事例が発生していました。そのような事例を回避する為に、協議会の居宅部会および福祉用具部会と合同で、行政担当部署と協議を重ねて参りました。

つきましては、下記の通り結論に至った旨を、会員事業所様には周知させていただきますので、ご確認いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後も介護サービス利用者や介護者、ご家族の皆様にも不利益が生じないよう、また、介護事業者が適正かつ円滑に事業運営ができますよう、関係部署との連携に注力して参ります。会員事業所の皆さまに置かれましても、引き続きご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

福祉用具購入について、福祉事務所として介護保険課とも協議した結果、福祉用具購入の際、ケアマネージャーを通じて提出された見積書の価格が、適正価格と福祉事務所と判断した場合、他社より見積書をとることなく、購入の手続きをすすめることとする。

適正価格の判断については、テクノエイド社の標準価格等を参考にします。